

【共通編】

第1章 はじめに



1-1 計画の背景と目的

美幌町では、人口減少・少子高齢化社会の進展、経済・社会情勢の変化に伴う地方財政の逼迫化、激甚化する災害への防災・環境面の対応など都市をとりまく状況が大きく変化していることから、まちづくりの方針を再検討する必要性が生じています。

こうした中、平成27年4月に見直しを行った「第2期美幌町都市計画マスタープラン」から概ね10年が経過したことから、これまでの具体の都市計画やまちづくり施策を検証した上で上記社会情勢の変化等に対応し、都市の新たな将来ビジョンを再構築する時期にきています。

加えて、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、将来にわたり持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークを連携して推進する計画である「立地適正化計画」の策定が求められています。

以上により、第3期計画としての「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」を一体的なまちづくり計画と捉え、今後の効率的なまちづくりのための「コンパクトなまちづくり計画」として、美幌町がいつまでも暮らしやすいまちとなるため、本町の都市整備の方針に関する総合的な計画として策定しました。

都市計画マスタープラン

【第3期計画・改定】

- 都市計画法第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針
- 都市計画区域を対象として、
 - 都市づくりの理念
 - 目指すべき都市像
 - 分野別の基本方針
 - 地域別の基本方針等を総合的に示し、具体の都市計画やまちづくり施策の根拠となるもの

立地適正化計画

【新規】

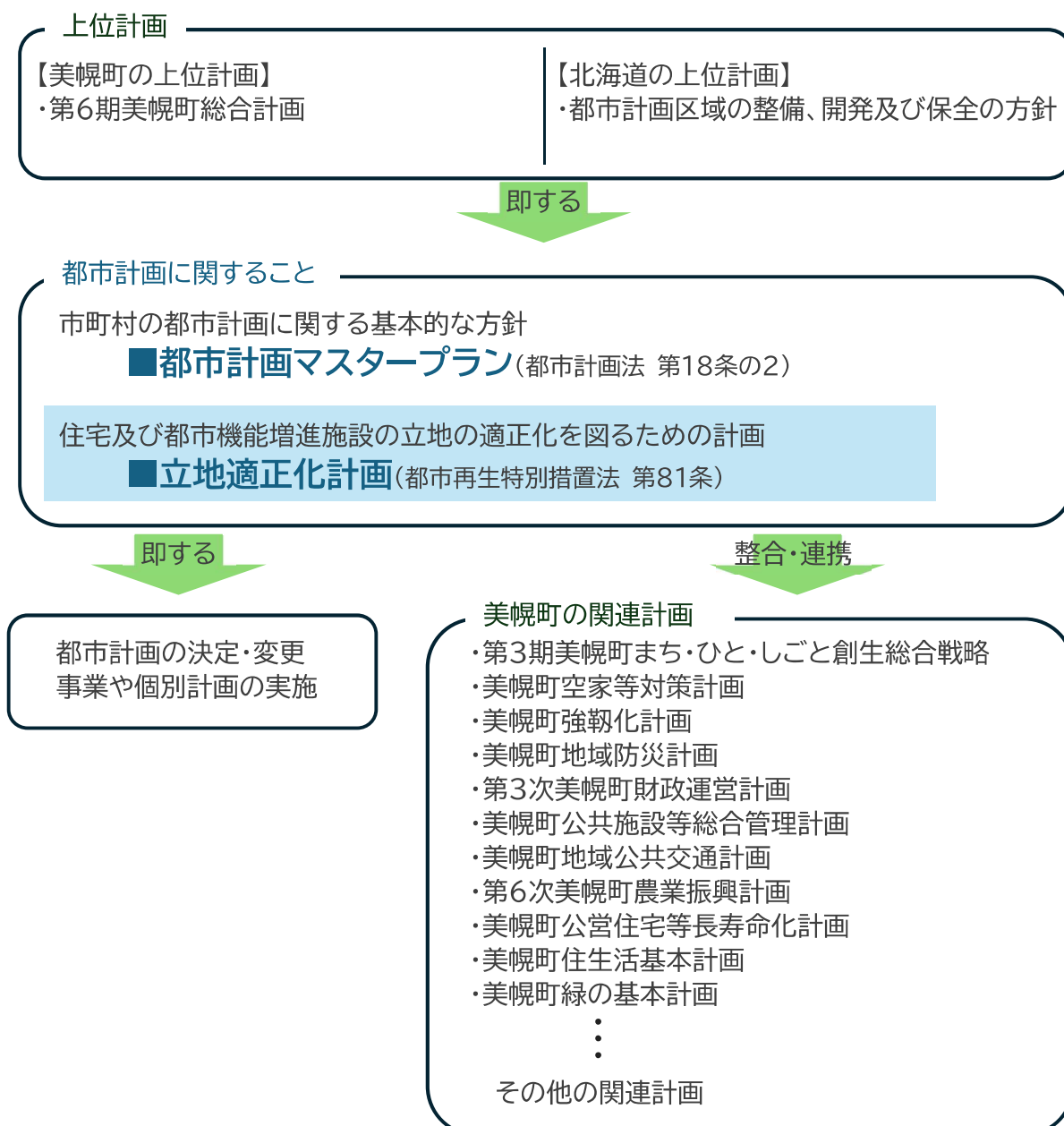
- 都市再生特別措置法第81条の規定に基づく、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
- 都市計画区域を対象として、
 - 立地の適正化に関する基本的な方針
 - 都市の居住者の居住を誘導すべき区域
 - 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域と誘導すべき施設
 - 各誘導区域に立地を誘導するための施策
 - 都市の防災に関する機能確保に関する指針等を総合的に示し、コンパクトなまちづくりを実現する施策の根拠となるもの

2つの計画をひとつにまとめ、

「美幌町コンパクトなまちづくり計画」として策定します

1-2 計画の位置づけ

本計画は、美幌町のまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」や北海道が都市計画区域ごとに都市計画の方針を定める「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」を上位計画とし、人口減少や空き家対策、公共施設、防災計画等の他分野の関連計画との連携及び整合を図るものとします。

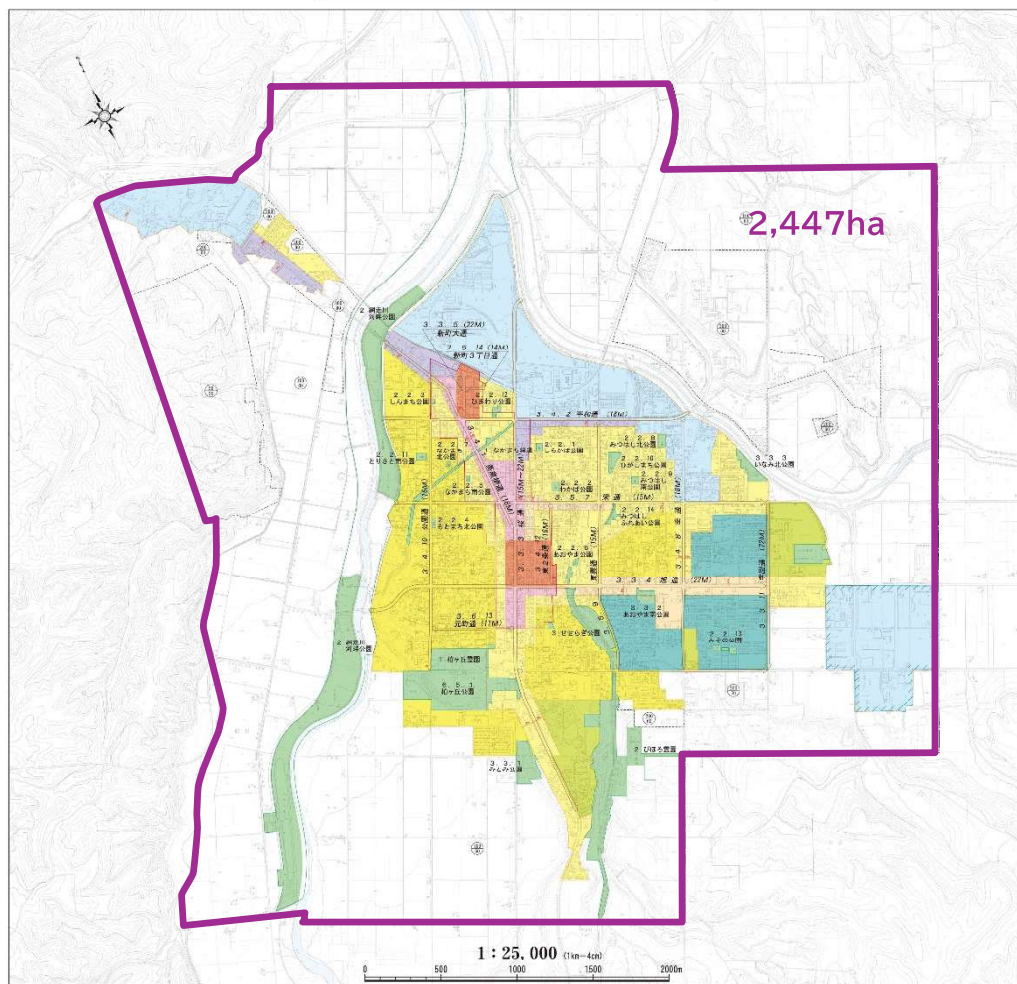


1-3 計画の対象区域

本計画では、美幌都市計画区域(2,447ha)を対象区域とします。

■計画対象区域

美幌都市計画図



1-4 計画期間

計画期間は、令和7(2025)年度から 20 年間とし、令和26(2044)年度を目標年次とします。また、社会情勢の変化や、美幌町の都市の動向を考慮し、状況に応じて見直しを行っていくこととします。

■計画期間

平成12 2000	平成17 2005	平成22 2010	平成27 2015	令和2 2020	令和7 2025	令和12 2030	令和17 2035	令和22 2040	令和27 2045
第1期 美幌町都市計画マスタープラン									
	第2期 美幌町都市計画マスタープラン								
					美幌町コンパクトなまちづくり計画 〔第3期 美幌町都市計画マスタープラン〕 〔美幌町立地適正化計画〕				